

平成26年11月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(レ)第53号 不当利得返還請求控訴事件 (原審 苫小牧簡易裁判所平成25年(ハ)第388号)

口頭弁論終結日 平成26年9月2日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控 訴 人	ア イ フ ル 株 式 会 社
同 代 表 者 代 表 取 締 役	福 田 吉 孝
同 訴 訟 代 理 人 支 配 人	森 下 満
	西 村 武 次

北海道苫小牧市

被 控 訴 人	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	森 越 壮 史 郎
主	文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1, 2審を通じて被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である株式会社ライフ (以下「ライフ」という。) 及びラ

ライフを吸収合併した控訴人との間で継続的金銭消費貸借基本契約に基づいて利息制限法所定の制限利率を超える約定利率による金銭の借入れと弁済を繰り返した被控訴人が、上記の制限利率を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元金に充当すると過払金が発生しており、かつ、ライフ及び控訴人は悪意の受益者であるから、過払金に対する法定利息（以下「過払利息」という。）が発生していると主張して、不当利得返還請求権に基づき、控訴人に対し、109万7080円及びうち88万5843円に対する最終取引日の翌日である平成25年3月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

原判決は被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した

2 前提事実（争いのない事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1) ライフは、貸金業法による登録を受けた貸金業者であったものである。控訴人は、貸金業法による登録を受けた貸金業者であり、平成23年7月1日、ライフを吸収合併したものである。

(2) 被控訴人は、ライフ及び控訴人との間で、継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される金銭消費貸借に係る基本契約（以下「本件契約」という。）を締結し、これに基づき、平成12年6月23日から平成25年3月21日までの間、別紙計算書の「取引日」欄記載の日のうち、「借入額」欄に金額の記載のある各日に同欄記載の各金員を借り入れ、「返済額」欄に金額の記載のある各日に同欄記載の各金員の弁済を行った（以下、これらの借入れ及び弁済を併せて「本件取引」という。）。（甲1）

(3)ア 本件契約において定められた利息の利率は、利息制限法1条1項所定の制限利率を超えるものであった。

イ 被控訴人の弁済は、貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われるこ

とが予定されているものではなく、本件契約に基づく借入金の全体に対して行われるものであった。

ウ 本件契約には、被控訴人が本件契約に基づく債務の履行を怠ったときは、被控訴人はライフ又は控訴人からの通知催告がなくともライフ又は控訴人に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失する旨の特約、及び、そのときは、利息制限法所定の制限利率を超える割合による遅延損害金を支払う旨の特約（以下、これらの特約を併せて「本件特約」という。）が付されていた。（以上アないしウにつき、乙1ないし2の3）

(4) 被控訴人は、本件契約に基づき、平成15年3月3日までに、借入金の元金の一部及び利息制限法所定の制限利率による利息を支払う義務を負っていたところ、その弁済を怠った。（甲1、乙1ないし2の3）

3 争点

本件の争点は、① ライフ及び控訴人は民法704条の悪意の受益者であるか否か、② ライフ又は控訴人が悪意の受益者である場合、過払利息の発生時期はいつか、③ 本件特約に基づく期限の利益の喪失後は遅延損害金の発生を前提として引直し計算を行うべきであるか否かの3点である。

4 当事者の主張

(1) 争点①（ライフ及び控訴人は民法704条の悪意の受益者であるか否か）
（被控訴人の主張）

ライフ及び控訴人は、本件取引が貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「旧貸金業法」といい、改正の前後を通じて「貸金業法」という。）43条1項のみなし弁済の規定の適用要件を満たさないことを知っており、又は、同項の適用があるとの認識を有していたとしても、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情はないから、ライフ及び控訴人は、民法704条の悪意の受益者である。

(控訴人の主張)

ライフ及び控訴人は、貸金業法17条所定の書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条所定の書面（以下「18条書面」という。）の交付に不備があるとの理由により行政処分を受けたことはなく、本件取引を含む顧客らとの間で特段のトラブルもなく良好な関係を続けており、当該顧客らが制限超過部分について任意に支払っているものと認識していた。

したがって、ライフ及び控訴人は、旧貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったから、民法704条の悪意の受益者に当たらない。

(2) 争点②（過払利息の発生時期はいつか）

(控訴人の主張)

ア 仮にライフ又は控訴人が悪意の受益者であるとしても、民法704条の「悪意」と認められるためには、具体的利益に対してこれを収受する権限のないことを具体的に認識している必要があるところ、ライフ及び控訴人は、本訴に直面して初めてみなし弁済の立証が困難であるとの認識に至り、それ以前においては収受していた弁済のうち制限超過部分について収受する権限がないとは認識していなかったのであるから、利息が発生するのは訴状送達の日翌日である平成25年12月3日からである。

イ 仮に上記アが認められないとしても、民法704条における利息が発生するためには、悪意の受益者の受益が具体的に確定することが必要であるところ、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後発生する新たな借入金債

務への充当の用に供するという趣旨が含まれているのであるから、取引終了の日までは過払金返還債務の額や内容が具体的に確定せず、取引終了の日の翌日である平成25年3月22日から利息が発生する。

(被控訴人の主張)

ライフ及び控訴人は悪意の受益者であるから、過払金の発生時から民法704条前段所定の利息を支払わなければならない。

(3) 争点③ (本件特約に基づく期限の利益の喪失後は遅延損害金の発生を前提として引直し計算を行うべきであるか否か)

(控訴人の主張)

本件契約には、被控訴人が本件契約に基づく債務の弁済を怠った場合、期限の利益を喪失する旨の本件特約が付されていたところ、被控訴人は、本件取引について平成15年3月3日の弁済期日に弁済を怠り期限の利益を喪失した。したがって、同日の経過以後、残元金について発生したのは、利息ではなく遅延損害金であるから、これを前提として引直し計算をすべきである。

(被控訴人の主張)

ライフ及び控訴人は、被控訴人が期限の利益を喪失した後も、被控訴人に対し、期限の利益の喪失を主張することや残元金と遅延損害金の一括弁済を求めることはなく、月々の分割金の弁済を受領し、その際に交付した「カードご利用明細書」においても遅延損害金ではなく利息に充当した旨を記載していたのであるから、控訴人が本訴に至って期限の利益を喪失したことを主張することは、信義則に反して許されない。

したがって、本件取引について、遅延損害金が発生したことを前提とした引直し計算をすべきではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点① (ライフ及び控訴人は民法704条の悪意の受益者であるか否か) について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき、旧貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち、民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

本件において、控訴人は、本件取引に係る17条書面及び18条書面の提出など旧貸金業法43条1項の適用要件の充足に関する具体的な立証をしないから、同項の適用は認めることができないところ、仮にライフ又は控訴人において同項の適用があるとの認識を有していたとしても、控訴人が上記立証をしない以上、充足しない適用要件との関係で上記特段の事情が認められるか否かにつき判断することはできないのであって、ライフ又は控訴人が上記認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めることはできない。したがって、ライフ及び控訴人は、民法704条の「悪意の受益者」とであると認めることができる。

2 争点②（過払利息の発生時期はいつか）について

過払金充当合意を含む基本契約に基づく金銭消費貸借の借主が制限超過部分の弁済を継続したことにより過払金が発生した場合において、悪意の受益者である貸主は、過払金の発生時から過払利息を支払わなければならない（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）。

前提事実(2)及び(3)イのとおり、本件取引は継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される金銭消費貸借基本契約（本件契約）に基づいて行われたものであり、被控訴人の弁済は、貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されていたものではなく、本件契約に基づく借入金の全体に対して行われたものであるから、本件契約は、それに基づく各借入金債務に対する各弁

済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、当該過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（過払金充当合意）を含んでいるものと解するのが相当であるところ、上記1のとおり、ライフ及び控訴人は悪意の受益者であるから、過払金の発生時から過払利息を支払う義務を負うというべきである。

控訴人は、訴状送達の日まで制限超過部分について収受する権限のないことを具体的に認識していなかった旨及び取引終了の日まで過払金返還債務の額や内容が具体的に確定しなかった旨を主張するが、控訴人の主張するところは、上記判断を左右するものではない。

3 争点③（本件特約に基づく期限の利益の喪失後は遅延損害金の発生を前提として引直し計算を行うべきであるか否か）について

(1) 期限の利益の喪失について

前提事実(3)及び(4)のとおり、本件契約には、被控訴人が本件契約に基づく債務の履行を怠ったときは、被控訴人はライフ又は控訴人からの通知催告がなくともライフ又は控訴人に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失する旨の本件特約が付されていたところ、被控訴人は、借入金の一部につき平成15年3月3日までに支払う義務があったにもかかわらず、その弁済を怠り、同日の経過をもって期限の利益を喪失したことは当事者間に争いがない。

(2) 信義則違反について

ア 被控訴人は、ライフ及び控訴人は、期限の利益の喪失後も、期限の利益の喪失を主張することや一括弁済を求めることはなく、分割金の弁済を受領し、被控訴人に対し、遅延損害金ではなく利息に充当した旨を示していたことなどからすれば、控訴人が本訴に至って期限の利益の喪失を主張することは信義則に反すると主張する。

イ そこで検討するに、証拠（甲1，2，乙1ないし2の3）及び弁論の全

趣旨によれば、① ライフ及び控訴人は、被控訴人が平成15年3月3日の経過により期限の利益を喪失した後も、被控訴人に対し、元本や遅延損害金の一括弁済を求めたり、毎月の最低支払うべき金額に遅延損害金を上乗せした金額を支払うことを求めたりすることなく、新たな貸付けを行っていたこと、② ライフ及び控訴人は、被控訴人が期限の利益を喪失した後も、月々の分割金の弁済を受領した際に交付する「カードご利用明細書」において、受領した分割金の弁済を遅延損害金ではなく利息に充当した旨の記載をしていたことが認められる。

なお、控訴人は、本件取引の当時において、分割金の弁済を遅延損害金に充当していた旨を主張し、その証拠として計算書(乙3, 4)を提出するが、上記各計算書は本訴の提起後に作成されたものである上、「カードご利用明細書」(甲2)に係る取引は、その記載と利息に充当した額、その当時の遅延損害金の割合及び残元金の額とが整合するものの、それ以外の取引は、控訴人が主張する利息や遅延損害金の割合と整合するか否かが判然としないから、ライフ又は控訴人が本件取引当時において分割金の弁済を遅延損害金に充当していたと認めることはできない。

ウ 前提事実(3)ウのとおり、被控訴人が本件契約に基づく債務の履行を怠ったときは、被控訴人はライフ又は控訴人に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失する旨の本件特約があるにもかかわらず、前提事実(2)、上記①及び②のとおり、ライフ又は控訴人が、被控訴人が期限の利益を喪失したことを前提として元本や遅延損害金等の弁済を求めておらず、その後も継続して貸付けと分割金の弁済の受領を行い、その分割金の弁済を利息に充当した旨の利用明細書を交付していたのであって、これらの事情の下で、控訴人が本訴に至って被控訴人の期限の利益の喪失を主張することは、信義則に照らして許されないというべきである。

よって、本件特約に基づく期限の利益の喪失後は遅延損害金の発生を前

提として引き直し計算すべきであるとはいえない。

4 上記1ないし3に従って引直し計算をすると、別紙計算書のとおりとなる。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求を全部認容した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 内 野 俊 夫

裁判官 渡 邊 哲

裁判官 北 島 睦 大

No	取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金 返済額	未清算 利息	残元金	過払金の 利息(5%)	過払利息 充当額
1	H12.6.23	200,000		0	18.000%	0			200,000	0	0
2	H12.7.22	100,000		29	18.000%	2,852	0	2,852	300,000	0	0
3	H12.8.3		8,000	12	18.000%	1,770	3,378	0	296,622	0	0
4	H12.9.4		12,000	32	18.000%	4,668	7,332	0	289,290	0	0
5	H12.10.3		12,000	29	18.000%	4,125	7,875	0	281,415	0	0
6	H12.11.6		12,000	34	18.000%	4,705	7,295	0	274,120	0	0
7	H12.12.4		12,000	28	18.000%	3,774	8,226	0	265,894	0	0
8	H12.12.14		2,200	10	18.000%	1,307	893	0	265,001	0	0
9	H12.12.17	300,000		3	18.000%	390	0	390	565,001	0	0
10	H13.2.5		24,000	50	18.000%	13,920	9,690	0	555,311	0	0
11	H13.2.5	100,000		0	18.000%	0	0	0	655,311	0	0
12	H13.2.18	30,000		13	18.000%	4,201	0	4,201	685,311	0	0
13	H13.3.3	30,000		13	18.000%	4,393	0	8,594	715,311	0	0
14	H13.3.5		28,000	2	18.000%	705	18,701	0	696,610	0	0
15	H13.3.14	150,000		9	18.000%	3,091	0	3,091	846,610	0	0
16	H13.3.29	50,000		15	18.000%	6,262	0	9,353	896,610	0	0
17	H13.4.3		32,000	5	18.000%	2,210	20,437	0	876,173	0	0
18	H13.4.26	90,000		23	18.000%	9,937	0	9,937	966,173	0	0
19	H13.5.7		40,000	11	18.000%	5,241	24,822	0	941,351	0	0
20	H13.5.10	20,000		3	18.000%	1,392	0	1,392	961,351	0	0
21	H13.6.8		40,000	29	18.000%	13,748	24,860	0	936,491	0	0
22	H13.6.26	20,000		18	18.000%	8,312	0	8,312	956,491	0	0
23	H13.7.9		40,000	13	18.000%	6,132	25,556	0	930,935	0	0
24	H13.7.15	20,000		6	18.000%	2,754	0	2,754	950,935	0	0
25	H13.8.9		40,000	25	18.000%	11,723	25,523	0	925,412	0	0
26	H13.9.6		40,000	28	18.000%	12,778	27,222	0	898,190	0	0
27	H13.10.5		40,000	29	18.000%	12,845	27,155	0	871,035	0	0
28	H13.10.28	60,000		23	18.000%	9,879	0	9,879	931,035	0	0
29	H13.11.5		40,000	8	18.000%	3,673	26,448	0	904,587	0	0
30	H13.11.26	20,000		21	18.000%	9,368	0	9,368	924,587	0	0
31	H13.12.6		40,000	10	18.000%	4,559	26,073	0	898,514	0	0
32	H13.12.10	10,000		4	18.000%	1,772	0	1,772	908,514	0	0
33	H14.1.4		40,000	25	18.000%	11,200	27,028	0	881,486	0	0
34	H14.1.24	20,000		20	18.000%	8,694	0	8,694	901,486	0	0
35	H14.2.7		40,000	14	18.000%	6,223	25,083	0	876,403	0	0
36	H14.2.22	20,000		15	18.000%	6,482	0	6,482	896,403	0	0
37	H14.3.6		40,000	12	18.000%	5,304	28,214	0	868,189	0	0
38	H14.4.8		40,000	33	18.000%	14,128	25,872	0	842,317	0	0
39	H14.5.4	20,000		26	18.000%	10,800	0	10,800	862,317	0	0
40	H14.5.4	10,000		0	18.000%	0	0	10,800	872,317	0	0
41	H14.5.7		40,000	3	18.000%	1,290	27,910	0	844,407	0	0
42	H14.5.25	20,000		18	18.000%	7,495	0	7,495	864,407	0	0
43	H14.5.27	10,000		2	18.000%	852	0	8,347	874,407	0	0
44	H14.6.10		40,000	14	18.000%	6,037	25,616	0	848,791	0	0
45	H14.6.14	20,000		4	18.000%	1,674	0	1,674	868,791	0	0
46	H14.7.8		40,000	24	18.000%	10,282	28,044	0	840,747	0	0
47	H14.7.27	20,000		19	18.000%	7,877	0	7,877	860,747	0	0
48	H14.8.5		40,000	9	18.000%	3,820	28,303	0	832,444	0	0
49	H14.8.13	20,000		8	18.000%	3,284	0	3,284	852,444	0	0
50	H14.9.6		40,000	24	18.000%	10,089	26,627	0	825,817	0	0
51	H14.9.15	20,000		9	18.000%	3,665	0	3,665	845,817	0	0
52	H14.10.8		40,000	23	18.000%	9,593	26,742	0	819,075	0	0
53	H14.10.16	20,000		8	18.000%	3,231	0	3,231	839,075	0	0
54	H14.11.13		40,000	28	18.000%	11,586	25,183	0	813,892	0	0
55	H14.11.17	10,000		4	18.000%	1,605	0	1,605	823,892	0	0
56	H14.12.6		40,000	19	18.000%	7,719	30,676	0	793,216	0	0
57	H14.12.18	30,000		12	18.000%	4,694	0	4,694	823,216	0	0
58	H15.1.6		40,000	19	18.000%	7,713	27,593	0	795,623	0	0
59	H15.1.19	20,000		13	18.000%	5,100	0	5,100	815,623	0	0
60	H15.2.12		40,000	24	18.000%	9,653	25,247	0	790,376	0	0
61	H15.2.20	14,000		8	18.000%	3,118	0	3,118	804,376	0	0

No	取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金返済額	未清算利息	残元金	過払金の利息(5%)	過払利息充当額
62	H15.3.31		40,000	39	18.000%	15,470	21,412	0	782,964	0	0
63	H15.5.6		40,000	36	18.000%	13,900	26,100	0	756,864	0	0
64	H15.7.7		80,000	62	18.000%	23,141	56,859	0	700,005	0	0
65	H15.8.5		40,000	29	18.000%	10,011	29,989	0	670,016	0	0
66	H15.9.10		40,000	36	18.000%	11,895	28,105	0	641,911	0	0
67	H15.10.7		40,000	27	18.000%	8,547	31,453	0	610,458	0	0
68	H15.11.6		40,000	30	18.000%	9,031	30,969	0	579,489	0	0
69	H15.12.8		40,000	32	18.000%	9,144	30,856	0	548,633	0	0
70	H16.1.5		36,000	28	18.000%	7,571	28,429	0	520,204	0	0
71	H16.2.6		40,000	32	18.000%	8,186	31,814	0	488,390	0	0
72	H16.3.8		32,000	31	18.000%	7,445	24,555	0	463,835	0	0
73	H16.4.5		32,000	28	18.000%	6,387	25,613	0	438,222	0	0
74	H16.5.6		32,000	31	18.000%	6,681	25,319	0	412,903	0	0
75	H16.6.7		32,000	32	18.000%	6,498	25,502	0	387,401	0	0
76	H16.7.5		32,000	28	18.000%	5,334	26,666	0	360,735	0	0
77	H16.8.6		32,000	32	18.000%	5,677	26,323	0	334,412	0	0
78	H16.9.9		32,000	34	18.000%	5,591	26,409	0	308,003	0	0
79	H16.10.5		32,000	26	18.000%	3,938	28,062	0	279,941	0	0
80	H16.11.4		28,000	30	18.000%	4,130	23,870	0	256,071	0	0
81	H16.12.3		28,000	29	18.000%	3,652	24,348	0	231,723	0	0
82	H17.1.4		28,000	32	18.000%	3,648	24,352	0	207,371	0	0
83	H17.2.3		28,000	30	18.000%	3,067	24,933	0	182,438	0	0
84	H17.3.7		28,000	32	18.000%	2,879	25,121	0	157,317	0	0
85	H17.4.5		24,000	29	18.000%	2,249	21,751	0	135,566	0	0
86	H17.5.6		24,000	31	18.000%	2,072	21,928	0	113,638	0	0
87	H17.6.7		24,000	32	18.000%	1,793	22,207	0	91,431	0	0
88	H17.7.6		24,000	29	18.000%	1,307	22,693	0	68,738	0	0
89	H17.8.5		24,000	30	18.000%	1,016	22,984	0	45,754	0	0
90	H17.9.5		24,000	31	18.000%	699	23,301	0	22,453	0	0
91	H17.10.6		24,000	31	18.000%	343	23,657	0	-1,204	0	0
92	H17.11.4		24,000	29	0.000%	0	24,000	0	-25,204	4	0
93	H17.12.5		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-45,204	107	0
94	H18.1.4		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-65,204	185	0
95	H18.2.3		20,000	30	0.000%	0	20,000	0	-85,204	267	0
96	H18.3.3		20,000	28	0.000%	0	20,000	0	-105,204	326	0
97	H18.4.3		20,000	31	0.000%	0	20,000	0	-125,204	446	0
98	H18.5.8		20,000	35	0.000%	0	20,000	0	-145,204	600	0
99	H18.6.5		20,000	28	0.000%	0	20,000	0	-165,204	556	0
100	H18.7.7		20,000	32	0.000%	0	20,000	0	-185,204	724	0
101	H18.8.8		20,000	32	0.000%	0	20,000	0	-205,204	811	0
102	H18.9.11		16,000	34	0.000%	0	16,000	0	-221,204	955	0
103	H18.10.3		16,000	22	0.000%	0	16,000	0	-237,204	666	0
104	H18.11.13		20,000	41	0.000%	0	20,000	0	-257,204	1,332	0
105	H19.1.4		16,000	52	0.000%	0	16,000	0	-273,204	1,832	0
106	H19.2.5		16,000	32	0.000%	0	16,000	0	-289,204	1,197	0
107	H19.3.12		20,000	35	0.000%	0	20,000	0	-309,204	1,386	0
108	H19.5.9		18,000	58	0.000%	0	18,000	0	-327,204	2,456	0
109	H19.6.4		16,000	26	0.000%	0	16,000	0	-343,204	1,165	0
110	H19.7.10		16,000	36	0.000%	0	16,000	0	-359,204	1,692	0
111	H19.8.3		16,000	24	0.000%	0	16,000	0	-375,204	1,180	0
112	H19.9.3		16,000	31	0.000%	0	16,000	0	-391,204	1,593	0
113	H19.10.9		20,000	36	0.000%	0	20,000	0	-411,204	1,929	0
114	H19.11.5		12,000	27	0.000%	0	12,000	0	-423,204	1,520	0
115	H19.12.3		12,000	28	0.000%	0	12,000	0	-435,204	1,623	0
116	H20.1.4		12,000	32	0.000%	0	12,000	0	-447,204	1,907	0
117	H20.2.4		12,000	31	0.000%	0	12,000	0	-459,204	1,893	0
118	H20.3.3		12,000	28	0.000%	0	12,000	0	-471,204	1,756	0
119	H20.4.7		15,000	35	0.000%	0	15,000	0	-486,204	2,253	0
120	H20.5.7		12,000	30	0.000%	0	12,000	0	-498,204	1,992	0
121	H20.6.3		12,000	27	0.000%	0	12,000	0	-510,204	1,837	0
122	H20.7.3		12,000	30	0.000%	0	12,000	0	-522,204	2,091	0

No	取引日	借入額	返済額	日数	利率	利息	元金 返済額	未清算 利息	残元金	過払金の 利息(5%)	過払利息 充当額
123	H20.8.8		12,000	36	0.000%	0	12,000	0	-534,204	2,568	0
124	H20.9.3		12,000	26	0.000%	0	12,000	0	-546,204	1,897	0
125	H20.10.3		12,000	30	0.000%	0	12,000	0	-558,204	2,238	0
126	H20.11.7		15,000	35	0.000%	0	15,000	0	-573,204	2,669	0
127	H20.12.3		12,000	26	0.000%	0	12,000	0	-585,204	2,035	0
128	H21.1.5		8,000	33	0.000%	0	8,000	0	-593,204	2,639	0
129	H21.2.3		8,000	29	0.000%	0	8,000	0	-601,204	2,356	0
130	H21.3.3		8,000	28	0.000%	0	8,000	0	-609,204	2,305	0
131	H21.4.3		8,000	31	0.000%	0	8,000	0	-617,204	2,587	0
132	H21.5.7		8,000	34	0.000%	0	8,000	0	-625,204	2,874	0
133	H21.6.3		8,000	27	0.000%	0	8,000	0	-633,204	2,312	0
134	H21.7.3		8,000	30	0.000%	0	8,000	0	-641,204	2,602	0
135	H21.8.3		8,000	31	0.000%	0	8,000	0	-649,204	2,722	0
136	H21.9.3		8,000	31	0.000%	0	8,000	0	-657,204	2,756	0
137	H21.10.5		8,000	32	0.000%	0	8,000	0	-665,204	2,880	0
138	H21.11.4		8,000	30	0.000%	0	8,000	0	-673,204	2,733	0
139	H21.12.3		8,000	29	0.000%	0	8,000	0	-681,204	2,674	0
140	H22.1.4		8,000	32	0.000%	0	8,000	0	-689,204	2,986	0
141	H22.2.3		8,000	30	0.000%	0	8,000	0	-697,204	2,832	0
142	H22.3.3		8,000	28	0.000%	0	8,000	0	-705,204	2,674	0
143	H22.4.5		8,000	33	0.000%	0	8,000	0	-713,204	3,187	0
144	H22.5.6		8,000	31	0.000%	0	8,000	0	-721,204	3,028	0
145	H22.6.3		8,000	28	0.000%	0	8,000	0	-729,204	2,766	0
146	H22.7.5		8,000	32	0.000%	0	8,000	0	-737,204	3,196	0
147	H22.8.3		8,000	29	0.000%	0	8,000	0	-745,204	2,928	0
148	H22.9.3		8,000	31	0.000%	0	8,000	0	-753,204	3,164	0
149	H22.10.4		4,000	31	0.000%	0	4,000	0	-757,204	3,198	0
150	H22.11.4		4,000	31	0.000%	0	4,000	0	-761,204	3,215	0
151	H22.12.3		4,000	29	0.000%	0	4,000	0	-765,204	3,023	0
152	H23.1.4		4,000	32	0.000%	0	4,000	0	-769,204	3,354	0
153	H23.2.3		4,000	30	0.000%	0	4,000	0	-773,204	3,161	0
154	H23.3.3		4,000	28	0.000%	0	4,000	0	-777,204	2,965	0
155	H23.4.4		4,000	32	0.000%	0	4,000	0	-781,204	3,406	0
156	H23.5.6		4,000	32	0.000%	0	4,000	0	-785,204	3,424	0
157	H23.6.3		4,000	28	0.000%	0	4,000	0	-789,204	3,011	0
158	H23.7.4		4,000	31	0.000%	0	4,000	0	-793,204	3,351	0
159	H23.8.3		4,000	30	0.000%	0	4,000	0	-797,204	3,259	0
160	H23.9.5		4,000	33	0.000%	0	4,000	0	-801,204	3,603	0
161	H23.10.3		4,000	28	0.000%	0	4,000	0	-805,204	3,073	0
162	H23.11.4		4,000	32	0.000%	0	4,000	0	-809,204	3,529	0
163	H23.12.5		4,000	31	0.000%	0	4,000	0	-813,204	3,436	0
164	H24.1.4		4,000	30	0.000%	0	4,000	0	-817,204	3,340	0
165	H24.2.3		4,000	30	0.000%	0	4,000	0	-821,204	3,349	0
166	H24.3.5		4,000	31	0.000%	0	4,000	0	-825,204	3,477	0
167	H24.4.3		4,000	29	0.000%	0	4,000	0	-829,204	3,269	0
168	H24.5.7		4,000	34	0.000%	0	4,000	0	-833,204	3,851	0
169	H24.6.4		4,000	28	0.000%	0	4,000	0	-837,204	3,187	0
170	H24.7.3		4,000	29	0.000%	0	4,000	0	-841,204	3,316	0
171	H24.8.3		4,000	31	0.000%	0	4,000	0	-845,204	3,562	0
172	H24.9.3		4,000	31	0.000%	0	4,000	0	-849,204	3,579	0
173	H24.10.3		4,000	30	0.000%	0	4,000	0	-853,204	3,480	0
174	H24.11.5		4,000	33	0.000%	0	4,000	0	-857,204	3,846	0
175	H24.12.3		4,000	28	0.000%	0	4,000	0	-861,204	3,278	0
176	H25.1.4		4,000	32	0.000%	0	4,000	0	-865,204	3,766	0
177	H25.2.4		4,000	31	0.000%	0	4,000	0	-869,204	3,674	0
178	H25.3.4		4,000	28	0.000%	0	4,000	0	-873,204	3,333	0
179	H25.3.21		12,639	17	0.000%	0	12,639	0	-885,843	2,033	0
*	H25.3.21			0	0.000%	0	0	0	-885,843	0	0
*									過払元本	未充当利息	元利合計
*	合計	1,474,000	2,906,839						-885,843	211,237	1,097,030

これは正本である。

平成 26 年 11 月 11 日

札幌地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 栗生 祥

